

日本住宅性能表示基準・評価方法基準

告示3-1(3)イ 木造 ① 等級3

- a 外壁の軸組等 ※柱、間柱、梁、筋かい、耐力面材、下地材
地面からの高さ1m以内の部分が、
- (i) 通気層を設けた構造、又は軒の出が 90cm 以上である真壁構造となっている外壁かつ、軸組等が次の(イ)から(ニ)までのいずれかに適合
 - (イ) 製材、集成材等または構造用合板+薬剤処理(現場処理可)
 - (ロ) 製材、集成材等を使用+小径 13.5cm 以上
 - (ハ) 製材、集成材等を使用+耐久性区分D1の樹種+小径 12cm 以上
 - (ニ) その他同等のもの
 - (ii) K3 相当以上の防蟻防腐処理
 - (iii) その他同等のもの
- b 土台
- (i) K3 相当以上の防蟻防腐処理
 - (ii) 耐久性区分D1の中の特定樹種の製材、集成材
 - ※ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ケヤキ、クリ、
 - タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダー、その他同等と区分されるもの
 - (iii) その他同等のもの
- d 地盤
- (i) 鉄筋コンクリート造のべた基礎、又は布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったもの
 - (ii) 有効な土壌処理
 - (iii) その他同等のもの ※特別評価方法認定を受けたベイトシステムなど

告示3-1(3)イ 木造 ② 等級2

※外壁の軸組等の項目以外は等級3と共通

- a 外壁の軸組等 ※柱、間柱、梁、筋かい、耐力面材、下地材
地面からの高さ1m以内の部分が、
- (i) 通気層を設けた構造、又は軒の出が 90cm 以上である真壁構造となっている外壁
 - (ii) 製材、集成材等または構造用合板+薬剤処理(現場処理可)
 - (iii) 製材、集成材等を使用+小径 12cm 以上
 - (iv) 製材、集成材等を使用+耐久性区分D1の樹種